

「改定住基法施行後の外国人施策に関するアンケート」集計結果

移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）と外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）、及び多文化共生・自治体政策研究会は、外国人の権利擁護を目指す団体であり、2009年に改定された入管法・入管特例法・住民基本台帳を具体的にどのように実施するかについて、関係省庁と交渉を重ねている。

2012年には、県庁所在地等の100自治体を対象に「住基法改定に関する自治体アンケート」及び「改定住基法施行に伴う自治体アンケート」を実施し、それぞれ72自治体、68自治体から有効回答をえた¹。そして、改定住基法が施行されて2年が経とうとしていることから、3年後の見直しを見据え、「改定住基法施行後の外国人施策に関するアンケート」を実施した。

1. 調査の概要

- a) 調査名：改定住基法施行後の外国人施策に関するアンケート
- b) 目的：総務省による「地域における多文化共生プラン」の策定、改定住基法施行といった国レベルの外国人政策の変化をうけて、各自治体における外国人施策がどのように進展しているかを検討する。加えて、地域における多文化共生の推進を目指し、3年後の改定住基法見直しに向けた働きかけにいかしていくことも目的とする。
- c) 実施主体：移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）、多文化共生・自治体政策研究会
- d) アンケート実施期間：2014年5月15日～6月30日（最終受付8月7日）
- e) 調査対象：県庁所在地、政令指定都市、東京23区、集住都市会議参加自治体²の計101自治体
- f) 回収：69自治体、うち有効回答68自治体（内訳は以下のとおり）

表1 回収状況

	送付	回答	うち有
			効回答
県庁所在地	46	30	29
政令指定都市（県庁所在地を除く）	5	4	4
東京23区	23	19	19
集住都市会議参加自治体（県庁所在地及び政令指定都市を除く）	27	16	16
合計	101	69	68

¹ 第1回及び第2回自治体アンケートの詳細は、aacpサイト（<http://www.repacp.org/aacp/>）を参照されたい。

² 2012年4月1日より、滋賀県愛荘町が集住都市会議の会員都市となったことから、調査対象自治体として新たに加えた。また、岐阜県可児市、愛知県知立市、滋賀県湖南市は、2014年度は会員都市ではないが、前2回のアンケートとの比較のため、調査対象に加えた（集計上は集住都市会議参加自治体に分類）。

2. 調査結果

(1) 外国人住民数等

【質問】

2014年4月1日時点での貴自治体の外国人住民等について教えてください。

- (1) 住民基本台帳記載の住民総数
- (2) 住民基本台帳記載の外国人住民数
- (3) 住民基本台帳登録外の外国人数

外国人住民の居住状況は自治体によって多様である

日本全体の外国人人口比率は1.59%（2012年末現在）であるが、各自治体の住民基本台帳記載の住民総数と外国人住民数から外国人住民比率を算出したものが、表2である。しばしば指摘されていることであるが、外国人居住の地域差は大きく、県庁所在地や政令指定都市等であっても、最も低い自治体は0.28%、最も高い自治体は15.09%と、かなりの開きがみられる。

表2 住民基本台帳上の外国人住民比率

1%未満	1%以上 2%未満	2%以上 3%未満	3%以上 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上	無回答
14 (20.6%)	16 (23.5%)	13 (19.1%)	18 (26.5%)	4 (5.9%)	2 (2.9%)	1 (1.5%)

居住する外国人住民の国籍別、在留資格別に上位3位をたずねたのが表3と表4である。日本全体としては（2013年末）、国籍別では、中国（台湾含まず）（31.4%）、韓国・朝鮮（25.2%）、フィリピン（10.1%）、在留資格別では、永住者（31.7%）、特別永住者（18.1%）、留学（9.3%）であるが、外国人住民比率同様、外国人住民の居住が地域偏在であることを示している。

表3 外国人住民<国籍別>

—第1位—

中国				ブラジル	韓国	韓国・朝鮮
中国 (台湾含む)	中国 (台湾含まず)	中国 (台湾含むか不明)	小計			
5 (7.4%)	4 (5.9%)	33 (48.5%)	42 (61.8%)	15 (22.1%)	6 (8.8%)	5 (7.4%)

－第2位－

韓国・朝鮮	中国			韓国	フィリピン	ペルー	ブラジル	ベトナム
	中国 (台湾含む)	中国 (台湾含むか不明)	小計					
27 (39.7%)	1 (1.5%)	16 (23.5%)	17 (25.0%)	11 (16.2%)	8 (11.8%)	3 (4.4%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)

－第3位－

フィリピン	中国 (台湾含むか不明)	アメリカ	韓国・朝鮮	ベトナム	韓国	ネパール	ブラジル	ペルー	タイ	朝鮮
37 (54.4%)	7 (10.3%)	6 (8.8%)	4 (5.9%)	4 (5.9%)	3 (4.4%)	3 (4.4%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)

表4 外国人住民<在留資格別>

－第1位－

永住者	特別永住者	留学	無回答
43 (63.2%)	8 (11.8%)	7 (10.3%)	10 (14.7%)

－第2位－

定住者	留学	永住者	特別永住者	技能実習	家族滞在	人文知識・国際業務	無回答
13 (19.1%)	13 (19.1%)	13 (19.1%)	11 (16.2%)	4 (5.9%)	3 (4.4%)	1 (1.5%)	10 (14.7%)

－第3位－

留学	特別永住者	日本人の配偶者等	家族滞在	技能実習	永住者	定住者	人文知識・国際業務	無回答
15 (22.1%)	13 (19.1%)	10 (14.7%)	9 (13.2%)	4 (5.9%)	2 (2.9%)	2 (2.9%)	3 (4.4%)	10 (14.7%)

注)「技能実習」には「技能実習2号口」と回答した自治体も含む。

(2) 住民基本台帳への記載等

【質問】

- (1) 仮住民票不到達の外国人について、施行後、どのような対応をしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
- (2) 不到達の外国人住民のうち、消除した人数とその理由を教えてください。
- (3) 外国人住民の通称名の変更は可能ですか。もし可能な場合には、どのような手続きで可能かについても教えてください。
- (4) 外国人住民の住民基本台帳への記載が正字のみになったことについて、クレーム等がありましたか。また、クレーム等があった場合には、具体的事例を教えてください。
- (5) 2012年7月から2014年4月までの期間で、住居地の届出が遅延した住民に関して、簡易裁判所に通知しましたか。既に通知した事例がある場合には、その人数も教えてください。
- (6) 2013年度の住基カードの発行状況を教えてください。
- (7) 住基法改定によって、外国人住民の利便性が向上したと思いますか。ア) からオ) のいずれかを選び、具体的理由も合わせて教えてください。

1) 仮住民票不到達の外国人住民

不到達の仮住民票は、そのまま住民票に移行したり、訪問調査をするなどして対応

仮住民票不到達の外国人住民に対する施行後の対応（複数回答）としては、そのまま住民票に移行した（43自治体、63.2%）、訪問調査を実施した（42自治体、61.8%）、という回答が多い。その他としては、「入管に出入国記録の照会を行った」、「本人に連絡し、部屋番号の登録や郵便局への届出を行うよう指導した」、「企業や学校に確認を行った」という自治体もあった。

表 5 仮住民票不到達の外国人住民に対する施行後の対応（複数回答）

そのまま住民票に移行	訪問調査を実施	関係各課の情報と照合	その他	無回答
43 (63.2%)	42 (61.8%)	13 (19.1%)	5 (7.4%)	4 (5.9%)

仮住民票不到達の外国人住民について、住民票消除数を回答した自治体は50自治体であるが、そのうち39自治体が消除を行っており、その数は総計9,430人である。

消除の理由としては、訪問調査の結果、不現住を確認したため、あるいは、法務省からの通知という回答がほとんどであった。

表 6 仮住民票不到達の外国人住民の消除数

	消除数記載			消除数 無回答
	消除数 0人	消除者 あり	小 計	
自治体 数	11 (16.2%)	39 (57.4%)	50 (73.5%)	18 (26.5%)
消除者 合計		9,430人		

2) 通称名の変更

67.2%の自治体で、場合によっては通称名の変更が可能

通称名の変更については、原則不可が 21 自治体（30.9%）、場合によっては可能が 46 自治体（67.6%）である。

可能な場合の条件としては、婚姻等身分行為に基づく場合のみという自治体（氏のみの変更可）と、社会生活上通用している場合も認めるという自治体がある。

表 7 通称名の変更

原則不 可	場合によ っては可 能	無回答
21 (30.9%)	46 (67.6%)	1 (1.5%)

3) 正字記載

35.8%の自治体で、漢字名の記載が正字のみであることに対するクレームあり

住民基本台帳への漢字名の記載は正字のみである。この点について、外国人住民からのクレームがあったかどうかをたずねたところ、24 自治体（35.3%）があったと回答している。

具体的なクレーム内容としては、「直された字は本国にない字なので、本国で手続きする際に困る」、「漢字の意味が異なり、縁起が悪い」、「改定前に取得した運転免許証の氏名が簡体字で書かれているので、在留カードの氏名が正字で書かれている場合、整合性がなく、銀行等での契約時に困っている」、「正字に変更されたことにより、金融機関への氏名の変更届けが必要になり無駄な労力と時間をとられた」、「正字以外での新規の印鑑登録ができなくなった」、「印鑑を作り直さなければいけない」、「勝手に名前を変えるのは創氏改名と同じだ」などである。

なお、豊橋市は、法施行日時点で市内に居住する漢字名の外国人住民の登録原票の写しを保存し、施行によりどのように漢字名が変更されたかの証明書を無料で交付す

るという対応をしている。

表 8 正字のみ記載となったことに対するクレーム

あった	ない	その他	無回答
24 (35.3%)	39 (57.4%)	3 (4.4%)	2 (2.9%)

4) 住居地の届出遅延

43.3%の自治体で、居住地届出遅延者を簡易裁判所へ通知

住民基本台帳法第 22 条には、転入した日から 14 日以内に転入届を出すことが定められており、正当な理由なく遅延した場合には 5 万円以下の過料（行政罰）が科せられる場合もある。これは日本人住民も外国人住民も同様であるが、外国人住民の場合には、この過料に加えて、改定入管法により、14 日を超えた場合には、20 万円以下の罰金（刑事罰）、90 日を超えた場合には、在留資格が取消される可能性もある³。

2012 年 7 月から 2014 年 4 月までの期間に、住居地の届出遅延者（日本人住民も含む）を簡易裁判所へ通知した自治体は 30 自治体（44.1%）、遅延者はいるが通知していないという自治体は 22 自治体（32.4%）である。

簡易裁判所への通知を行った自治体のうち、通知した外国人住民数を明記した自治体（18 自治体）の通知総数は 756 人である。

表 9 住居地届出遅延者の簡易裁判所への通知

通知	遅延者はいるが通知せず	遅延者はいない	無回答
30 (44.1%)	22 (32.4%)	7 (10.3%)	9 (13.2%)

5) 利便性の向上

73.1%の自治体が、改定住基法によって外国人住民の利便性が向上したと回答

外国人住民の利便性について、50 自治体（73.5%）が住基法改定によって向上した（どちらかと言えば向上したを含む）、3 自治体（4.4%）が向上していない（どちらかと言えば向上していないを含む）と回答している。

向上したという具体的な理由としては、①混合世帯が同じ住民票に記載されるようになった、②在留期間の更新や在留資格の変更の際に、自治体に届け出る負担が軽減された、③自動交付機やコンビニ交付サービス、公的認証制度の利用や、住所変更等に

³ 特別永住者については、住基法上の罰則に加えて、改定入管特例法のもと、14 日を超えた場合に 20 万円以下の罰金が科せられる。

ともなう住民行政手続きの利便性などの点で日本人住民と同様になった、などである。

一方、向上していない点としては、「2012年7月8日以前の情報が記載されないため、過去の履歴についての証明取得に時間がかかる」、「在留カードに通称名が記載されない」、「住民票では家族関係が確認できないことがある」などである。

その他としては、利便性両面あるという「外国人住民の入国管理局と区役所との2回の手続きは不要となったが、カードの氏名記載（通称、入国時の漢字併記）など、外国人住民の希望が反映されていない部分もある」、「行政側として住基登録者へのサービス提供が確実にできるものが増えたが、外国人住民にとって向上しているか不明」などの記述があった。

表 10 住基法改定による外国人住民の利便性の向上

向上した			向上していない			その他	無回答
向上した	どちらかと言えば向上した	小計	どちらかと言えば向上していない	向上していない	小計		
22 (32.4%)	28 (41.2%)	50 (73.5%)	2 (2.9%)	1 (1.5%)	3 (4.4%)	14 (20.6%)	4 (5.9%)

注) 「いずれか1つ」を選択する質問であるが、3自治体が2つ選んだため、回答の合計が70となっている。ただし、割合の母数は、有効回答自治体数67である。

(3) 法務省からの通知に対する対応

【質問】

- (1) 在留期間更新不許可等、外国人住民の在留資格の取消しに係る法務省からの通知はありましたか。
- (2) どのように対応しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

77.6%の自治体で、在留資格取消しに係る法務省からの通知あり

在留資格取消しに係る法務省からの通知があった自治体は53自治体(77.9%)である。通知に対して、46自治体(67.6%)がそのまま削除、6自治体(8.8%)が調査のうえ削除している。その他の対応としては、「疑義がある場合は、法務省に問い合わせる」、「あわせて本人または世帯主あてに通知を送る」などである。

表 11 在留資格取消しに係る法務省からの通知

通知あり	53 (77.9%)	通知への対応（複数回答）	そのまま 削除	調査の うえ消 除	その他	無回答
通知なし	13 (19.1%)		46 (67.6%)	6 (8.8%)	5 (7.4%)	0 (0.0%)
無回答	2 (2.9%)					

(4) 外国人施策

【質問】

- (1) 多文化共生の推進に係る指針・計画・条例等を策定していますか。策定している場合には、名称と策定期間についても教えてください。
- (2) 貴自治体には、外国人住民の意見を行政に反映するための諮問会議等の制度はありますか。そのような制度がある場合には、名称及び制度導入時期も教えてください。
- (3) 貴自治体では、外国人住民を対象としたアンケート調査を実施したことがありますか。実施したことがある場合には、名称及び実施時期も教えてください。
- (4) 貴自治体における職員採用の国籍要件の有無、外国籍職員数、任用に関する一部制限の有無（外国籍教員の常勤講師採用など）について教えてください。
- (5) 改定住基法施行後に、見直したり、新たに導入した外国人施策はありますか。検討中を含めてある場合には、どのような変化があったのかについても具体的に教えてください。また、変化がない場合には、その理由を教えてください。
- (6) その他、外国人施策について、ご意見や課題、国や県、各省庁などへのご要望がありましたら、教えてください。

また、改定入管法施行後に、住民基本台帳登録外の外国人に対する自治体サービス（例えば、公立小中学校での受入れ、母子手帳の交付、予防接種など）について、課題やご意見などがありましたら、教えてください。

1) 多文化共生の推進に係る指針等

67.2%の自治体が、多文化共生の推進に係る指針等を策定

総務省は、「地域における多文化共生プラン」（2006年3月）を策定し、「多文化共

生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施することを自治体に求めている（総行国第79号、2006年3月）。そこで、各自治体に策定状況をたずねたところ、46自治体（67.6%）がすでに策定していると回答した。そのうち、多文化共生を主たる目的とした指針等を策定した自治体が23自治体（33.8%）、外国人住民施策として、あるいは国際化関連、人権関連、基本計画等の一部として多文化共生を取り上げた自治体が、それぞれ1自治体（1.5%）、13自治体（19.1%）、1自治体（1.5%）、8自治体（11.8%）である。また、2自治体（2.9%）が策定を検討中である。

一方で、14自治体（20.6%）が、総務省からの通知にもかかわらず、策定の予定はないと回答している。

策定期間をみると、大阪市は、1998年3月に「大阪市外国籍住民施策基本方針」を策定している（2004年3月改定）。川崎市は、総務省からの通知に先だって、「多文化共生」を掲げる「川崎市多文化共生社会推進指針」（2005年3月）を策定している。また、足立区も、総務省通知と同じ時期に「足立区多文化共生推進計画」（2006年3月）を策定している。

表 12 多文化共生の推進に係る指針等の策定

すでに策定						現在策定中	策定を検討	策定の予定はない	その他	無回答
多文化共生	住民施策として	国際化関連として	人権関連として	基本計画等を含む	小計					
23 (33.8%)	1 (1.5%)	13 (19.1%)	1 (1.5%)	8 (11.8%)	46 (67.6%)	0 (0.0%)	2 (2.9%)	14 (20.6%)	2 (2.9%)	4 (5.9%)

2) 外国人諮問会議等

41.8%の自治体が、外国人諮問会議等を導入

周知のとおり、自治体レベルにおいても、いまだ外国人参政権は実現していない。そこで、外国人住民の「声」を自治体行政に反映するための諮問会議等の制度についてたずねたところ、28自治体（41.2%）はすでに当該制度を導入、1自治体（1.5%）は導入を検討している一方で、29自治体（42.6%）は導入の予定なしと回答している。

その他としては、「『外国人区民区内施設見学会』を開催し、参加した外国人区民から行政サービスへの意見を聞いている」、「制度化している会（外国人懇話会）ではないが、市在住の外国人住民と市が語り合い意見交換等を行っている」などである。

導入時期をみると、千葉市（外国人市民懇談会、1987年2月）と川崎市（川崎市外国人市民代表者会議、1996年12月）は早くから導入しており、上述した総務省のプラン策定以前に導入した自治体は、千葉市と川崎市を含めて9自治体ある（1987年～2005年に導入）⁴。他の18自治体は、2007年以降に外国人諮問会議等を導入している（1自治体は導入時期未記入）。

⁴ うち1自治体は、2008年8月に新制度に移行。

表 13 外国人住民を対象とした諮問会議等の制度

ある	導入に向けて 制度を 検討中	導入を 検討	導入の 予定は ない	その他	無回答
28 (41.2%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)	29 (42.6%)	6 (8.8%)	4 (5.9%)

3) 外国人住民アンケート調査

62.7%の自治体が、外国人住民アンケートを実施

アンケート調査は、住民の「声」を聞くための1つの方法である。外国人住民に対するアンケート調査について、43自治体（63.2%）がすでに実施しており、3自治体（4.4%）が、実施に向けて作成中、あるいは実施を検討している。また、すでにアンケート調査を実施している自治体のなかには、複数回実施している自治体も少なくない。

一方で、14自治体（20.6%）が実施の予定はないと回答している。

その他としては、「区内にある日本語ボランティア教室に在籍する外国人学習者に意識調査を実施」、「外国人のみを対象とするものはないが、例年実施している区民世論調査において、外国人住民を含めて実施」などである。

表 14 外国人住民を対象としたアンケート調査の実施

ある	実施に向けて 作成中	実施を 検討	実施の 予定は ない	その他	無回答
43 (63.2%)	2 (2.9%)	1 (1.5%)	14 (20.6%)	3 (4.4%)	5 (7.4%)

4) 職員採用

外国籍住民の自治体職員への採用には、いまだ壁がある

自治体における外国籍職員の採用要件は、表15に示した通りであり、いまだ外国籍であることで、自治体職員になれないといった壁が存在している。職種によっても対応が異なっているが、とりわけ、一般事務については、国籍要件がある自治体が半数近くある（31自治体、45.6%）。

なお、列举した8つの職種以外で国籍要件がない職種として、社会教育・福祉・学術研究・技能系職種等が挙げられている。また、堺市はすべての職種で、札幌市と大阪市は消防士を除くすべての職種で外国籍職員の採用を行っている。

ただし、国籍要件なしであっても、採用対象が、特別永住者や別表2の在留資格のみ、あるいは特別永住者か永住者のみという自治体もある。

さらに、「当然の法理」⁵（1953年3月25日）や外国籍職員に対する東京都管理職

⁵「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきである」

選考受験資格確認訴訟に対する最高裁判決（2005年1月26日）を根拠として、国籍要件がなかったとしても、「公権力の行使」という視点から、任用制限がある場合も多い。

外国籍職員数については、国籍別の集計はない、公表できないという自治体も多いが、人数を明記した自治体（37自治体）における外国籍職員数（計290人）⁶から推測する限り、外国人住民比率と比べ外国籍職員の割合は極めて低いといえよう。

表 15 職員採用における国籍要件、任用制限の有無

	国籍要件なし					国籍要件あり	該当なし	無回答
	任用制限なし	任用制限あり	その他	無回答	小計			
医療	16 (23.5%)	26 (38.2%)		4 (5.9%)	46 (67.6%)	8 (11.8%)	4 (5.9%)	10 (14.7%)
看護師	15 (22.1%)	30 (44.1%)		5 (7.4%)	50 (73.5%)	8 (11.8%)	1 (1.5%)	9 (13.2%)
教育公務員	11 (16.2%)	28 (41.2%)		5 (7.4%)	44 (64.7%)	7 (10.3%)	8 (11.8%)	9 (13.2%)
一般事務	5 (7.4%)	21 (30.9%)		4 (5.9%)	30 (44.1%)	31 (45.6%)	0 (0.0%)	7 (10.3%)
保育士	14 (20.6%)	31 (45.6%)		6 (8.8%)	51 (75.0%)	10 (14.7%)	0 (0.0%)	7 (10.3%)
調理員	21 (30.9%)	23 (33.8%)		8 (11.8%)	52 (76.5%)	6 (8.8%)	3 (4.4%)	7 (10.3%)
助産師・保健師	15 (22.1%)	29 (42.6%)	1 (1.5%)	4 (5.9%)	49 (72.1%)	10 (14.7%)	1 (1.5%)	8 (11.8%)
医療技術	13 (19.1%)	30 (44.1%)		3 (4.4%)	46 (67.6%)	8 (11.8%)	3 (4.4%)	11 (16.2%)

注 1) 医療の採用については、公衆衛生医のみ国籍要件ありと回答した自治体も、「国籍要件なし」に含めた。

注 2) 助産師・保健師の任用制限に関する「その他」は、助産師は制限なし、保健師は制限ありと回答した自治体である。

5) 改定住基法施行後の外国人施策の変化

改定住基法施行による自治体の外国人施策への影響は、いまだ未知数

改定住基法施行後の外国人施策の変化、すなわち見直したり、新たに導入した外国人施策の有無をたずねたところ、12自治体（17.6%）が変化あり、5自治体（7.4%）が見直しや導入等を検討中と回答した。

具体的な変化としては、「住居地届出窓口等でタブレット端末によるテレビ会議システムを利用した通訳コールセンターの導入」（北区）、「窓口における電話通訳対応」（板橋区）、「多文化共生の拠点となる文化交流ひろばの開設（2013年4月）」（練馬区）、「関係課からの通知等を多言語で提供」（飯田市）、「外国籍住民の転入時に国際交流協会の案内パンフレットを配布」（静岡市）、「多言語対応の請求書・届出書等の作成、仮放免者で申請があった場合には、住登外登録し予防接種が受けられるよう対応」（豊橋市）、「外国人市民会議の設置（2013年7月）」（豊田市）、「住民票等申請用紙の多言語対応」（四日市市）などである。

とする内閣法制局の見解を指す。

⁶ 36自治体中、外国籍職員が「0人」が16自治体、「1人」が7自治体であった。その一方で、大阪市（110人）や浜松市（42人）は、他の自治体と比較すると外国籍職員の採用が進んでいる。

一方で、31自治体（45.6%）が変化なしという回答であったが、これは、「外国人施策」とたずねてしまったためではないかと推測される。第2回自治体アンケート結果をみると、住民登録窓口における多言語対応を実施している自治体や住民票申請等の用紙を多言語化している自治体が多数あったことから、施行後、新たに「外国人住民に係る取組み」を実施した自治体は少なくないはずである。

また、変化なしと回答した理由として、「住基法改正にかかわらず、多文化共生の実現を以前から市の施策の1つとして取り組んでいるため」（札幌市）、「当初から外国人住民も地域の一員として認識し、多文化共生に取り組んでいるため」（磐田市）、「もともと多くの住民サービスが日本国籍の有無に依存していないため」（京都市）という回答があった。

表 16 施行後、外国人施策における変化

変化あり	見直し や導入 等を検 討中	変化なし	その他	無回答
12 (17.6%)	5 (7.4%)	31 (45.6%)	3 (4.4%)	17 (25.0%)

6) 自由記述

外国人施策等に関する自由記述の欄に、14の自治体からの記入があった。いずれも、外国人住民と身近に接している担当者の率直な意見であり、今後の外国人政策を議論するにあたって、傾聴に値する貴重な情報である。

①新制度の問題点、②住民基本台帳対象外者について、③自治体としての課題、④国への要望、の4つに分類し、以下にそのまま列挙した。

① 新制度の問題点

- 旧外国人登録証明書には、通称名が記載されていたが、在留カード、特別永住者証明書には載らないので、身分証明書として使えなくなったという意見があった。特に、特別永住者は子どものころから日本の名前（通称名）を使用しているのに、記載されないのはおかしいとの意見があった（窓口では、住基カードを作ることを検討してくださいと案内）。
- 窓口に来る外国人、特に特別永住者証明書に通称名を記載してほしいとの要望が非常に多く、証明が不便になったと頻繁に相談がある。
- 過去の住所履歴を確認する場合、国への問合せが必要である。
- 今回の制度改正にともなう外国人登録法の廃止により、外国人登録原票が法務省の保管となったことから、親族関係や住所履歴の確認など、外国人住民が生活上必要とする情報を自治体の窓口で対応できないケースが生じている。また、開示手続きに時間を要し、行政サービスの低下を招いている。
- 特別永住者の身分を確認する書類が外国人登録原票しかないため、請求にあたり不便が多い。
- 外国人の子が出生し、2ヶ月以内に入国管理局で在留カード交付手続きをしないと、住民登録が抹消され、児童手当や乳幼児医療券が使用できなくなるなど、後からクレームがあることが懸念される。本役所では、入国管理局へ手続きするよう案内し

ているが、外国人住民が日本語を理解していないと思われることがある。

- 再入国許可で出国の場合、許可期限経過の日まで法務省からの通知はなく、現況を把握しづらい。
- 外国人住民が住民基本台帳に記載されたことで、外国人住民の居住実態の正確な把握が可能となり、外国人住民に係る行政サービスの向上や行政事務の効率化が図られている。しかし、制度の周知や住民基本台帳に記載されない外国人住民への行政サービスなど、いくつかの課題が生じている。

② 住民基本台帳対象外者について

- 住基対象外外国人に対する行政サービスの取扱いについては、「住民基本台帳の一部を改正する法律附則第 23 条」により、制度改正後も行政サービスが後退することがないようたわわれている。また総務省（平成 24.7.4 付事務連絡）が各省庁の対応をとりまとめ、都道府県を通じて各自治体に通知をしているが、根拠となる個々の法律等について各自治体の解釈や理解が異なることが懸念される。
- 住基対象外の外国人に対してのサービス提供について、法令や関係省庁からの通知等により、それぞれの対応が示されているが、各自治体の判断に委ねられているものも多いため、行政サービスに差があると感じる。
- 母子手帳の交付は、母子の健康を目的として交付されるべきものなので、住民基本台帳対象外の外国人に対するサービスについて、国としての共通した指針を出していただきたい。
- 仮放免にもあらず、住民として存在しない状態となっている外国人について、感染症対策（予防接種も含む）をどのように対応していけばよいのかわからない。
- 住民基本台帳対象外の方については、本人申し出以外に市町村で把握することが難しく、全容がつかめない。
- 対象外者への住民サービスについては、法改正前後を通じて在留資格にかかわらず、居住実態を確認の上対応しており、変更はない。

③ 自治体としての課題

- 羽田空港の国際化の進展や東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えている影響を受け、今後、短期・中長期を問わず外国人の往来が活発になることが予想される。そうしたなか、2013年度には、外国人諮問会議から、本市が外国人にとって住みやすいまちになるよう、役所における外国人市民を対象としたサービスの充実について提言を受けたところである。役所において、外国人市民が生活していくうえで必要な情報をより効果的に配布伝達する方法や、役所を訪れた外国人市民への窓口案内・対応の充実が課題となっている。

④ 国への要望

- 国外からの転入（家族で来日）で住民登録する際、親子関係がわかる証明が必要になるが、証明を提出することを知らない外国人もいるので、ポスターや HP など、強く呼びかけてほしい。
- 複数の世帯構成員で住民票に住民登録するときに、世帯主との続柄の確認資料が必要になるので、入管でもっと PR してほしい。
- 在留資格「家族滞在」の場合は、入管へ続柄を証する文書を提出しているようなので、住居地届出の際、市区町村の窓口へも持参するよう案内していただきたい。
- 外国人住民の通称変更について、日本人の氏の変更の場合と同様に家庭裁判所の許

可によるものとしてほしい。

- 漢字圏の方が入国した空港で在留カードを作る際に、漢字併記の希望があればその時に漢字併記の在留カードを発行してあげてほしい。
- 外国人の方から入管へ電話してもつながらないという話を聞くので、改善してほしい。
- 外国人住民が相続、不動産登記、自動車の車検証等の手続きの際に前住所履歴等による本人証明を必要とする場合、現在は住民票や外国人登録原票を日本人の戸籍の附票にあたるものとしているが、新制度への移行後これまでの外国人登録原票の写しの発行が法務省へ移管されたために、手続き上の利便性が失われていると聞いている。また住民票及び外国人登録原票の保存年限はそれぞれ5年、30年となっており、外国人住民の定住化対応への困難が今後予想される。この点については、これらの文書の保存年限の見直し、または国としての何らかの制度改正の検討が必要と考える。
- 外国籍乳幼児の就学届未提出者のなかに、本自治体に住民票をおいたまま「一時帰国」もしくは「帰国」するケースが多く、所在把握の現地調査に苦勞している。入国管理局に対し調査できることになっているが時間がかかるので、スムーズな対応を望む。
- 新制度の導入による不都合を解消するために、現行制度の改正を含めたシステム改修や、我が国に定住する外国人住民の家族関係や移動の状況を自治体が公証できるような仕組みについて、自治体と連携しながら早急に検討することが必要と考える。
- 外国人集住都市会議が2013年度に調査したところ、行政サービスの取扱いについて関係省庁からの指示や通知が少なく、自治体間で事務に不均衡が生じていることがわかった。各自治体において適正な事務を執行すべきだが、国においても関係省庁と連携し、自治体及び関係機関への周知を徹底していただきたい。
- 国などは地方の実情に合わせた施策を強化していただきたい。必要ではあるが、財政難により継続の難しい事業に目を向け、財政的補助等の支援をお願いしたい。
- 多文化共生政策と出入国管理政策が連動した包括的な課題解決のための政策や受入れ方針、組織の新設等、国への早急な対応が求められる。
- 外国人庁（仮）を創設して、出入国管理政策と多文化共生政策を連携して包括的な外国人政策を行ってほしい。

アンケートの趣旨をご理解いただき、お忙しいなかご協力いただきました以下の自治体関係者のみなさまに、この場を借りて感謝申し上げます。

札幌市、青森市、仙台市、水戸市、大泉町、さいたま市、千葉市、千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、上田市、飯田市、岐阜市、大垣市、美濃加茂市、静岡市、浜松市、磐田市、掛川市、湖西市、名古屋市、豊橋市、豊田市、知立市、四日市市、伊賀市、甲賀市、湖南市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良市、和歌山市、松江市、岡山市、総社市、広島市、山口市、徳島市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、宮崎市

残念ながら、前回アンケートと同様「回答を差し控える」旨のご返答いただきました松山市、ご連絡がないままご回答がいただけなかった以下の自治体におかれましても、引き続き、居住する外国人に対して適切な住民サービスが、日本人住民と同様に提供されることを期待しております。

盛岡市、秋田市、山形市、福島市、宇都宮市、前橋市、伊勢崎市、太田市、港区、品川区、渋谷区、荒川区、甲府市、長野市、可児市、富士市、袋井市、菊川市、小牧市、津市、鈴鹿市、亀山市、大津市、長浜市、愛荘町、鳥取市、高松市、高知市、北九州市、大分市、鹿児島市、那覇市

移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）
多文化共生・自治体政策研究会